

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年6月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 14件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 14件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500302 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600043 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 20 年 7 月 1 日、喪失年月日を平成 21 年 1 月 1 日に訂正し、平成 20 年 7 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 62 万円とすることが必要である。

平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日まで

私は、請求期間において、A 事業所で B 業務を行う C 職として勤務し、厚生年金保険の被保険者であったが、退職後の平成 27 年 4 月に年金事務所が年金記録を取り消したことにより、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。勤務していた期間において厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された雇用契約書、給与明細書及び複数の同僚の証言等により、請求者は、請求期間において A 事業所に勤務し、給与の支払を受け、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、「D 事業所」は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所になっていたところ、年金事務所が現地調査等を実施した結果、個人事業主として記録されていた者が平成 19 年 * 月 * 日に死亡していることから、年金事務所が職権により平成 27 年 4 月 8 日付けで、請求者に係る厚生年金保険被保険者の資格取得記録 (平成 20 年 7 月 1 日) 及び資格喪失記録 (平成 21 年 1 月 1 日) を取り消し、同僚の厚生年金保険被保険者記録を平成 19 年 * 月 *

日まで遡って資格喪失処理し、平成 27 年 4 月 9 日付けで、同事業所が平成 19 年 * 月 * 日まで遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理を行っていることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚の雇用保険記録及び陳述により、A 事業所は、請求期間において 5 人以上の従業員がいたことが確認できる上、日本年金機構 E 事務センターは、同事業所が常時 5 人以上使用する適用事業所である旨回答していること等から、同事業所は、請求期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 20 年 7 月 1 日、喪失年月日は平成 21 年 1 月 1 日であると認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、62 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成 20 年 7 月から同年 12 月までの期間において、A 事業所は前述のとおり厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500725 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600044 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 19 年 * 月 * 日、喪失年月日を平成 23 年 1 月 1 日に訂正し、標準報酬月額については、平成 19 年 * 月 * 日から平成 21 年 9 月 1 日までは 26 万円、平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 12 月 1 日までは 24 万円、平成 22 年 12 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までは 22 万円とすることが必要である。

平成 19 年 * 月 * 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 * 月 * 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 * 月 * 日から平成 23 年 1 月 1 日まで

私は、平成 18 年に A 事業所に入社し、B 業務の仕事をして平成 22 年 12 月末まで勤務していたが、退職後の平成 27 年 4 月に年金事務所が記録を取り消したことにより、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間当ても A 事業所に勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録、課税庁から提出された「(平成 21 年度) 給与支払報告書」、請求者から提出された「平成 22 年分給与所得の源泉徴収票」及び「2011 年 1 月給与明細書」、金融機関から提出された「預金取引明細表 1」等により、請求者は、請求期間において A 事業所に勤務し、給与の支払を受け、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除されていることが認められる。

一方、オンライン記録によると、「C事業所」は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所になっていたところ、年金事務所が現地調査等を実施した結果、個人事業主として記録されていた者が平成 19 年*月*日に死亡していることから、年金事務所が職権により平成 27 年4月8日付けで、請求者に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を平成 23 年1月1日から平成 19 年*月*日まで遡って訂正し、平成 19 年*月*日以降の同僚の厚生年金保険被保険者記録を取り消し、平成 27 年4月9日付けで同事業所が平成 19 年*月*日まで遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理を行っていることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚の雇用保険記録及び陳述により、A事業所は、請求期間において5人以上の従業員がいたことが確認できる上、日本年金機構D事務センターは、同事業所が常時5人以上使用する適用事業所である旨回答していること等から、同事業所は、請求期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 19 年*月*日、喪失年月日は平成 23 年1月1日であると認められる。

また、請求期間のうち、平成 19 年*月*日から平成 22 年12月1日までの期間については、課税庁から提出された「(平成 21 年度)給与支払報告書」、請求者から提出された「平成 22 年分給与所得の源泉徴収票」及び同僚の給与明細書から、平成 19 年*月*日から平成 21 年9月1日までの期間は26万円、平成 21 年9月1日から平成 22 年12月1日までの期間は24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、請求期間のうち、平成 22 年12月1日から平成 23 年1月1日までの期間については、請求者から提出された「2011年1月給与明細書」により、請求者は、標準報酬月額24万円に見合う報酬月額の支払いを受け、標準報酬月額22万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 22 年12月1日から平成 23 年1月1日までの期間の標準報酬月額については、上述の請求者から提出された給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成 19 年*月から平成 22 年12月までの期間において、A事業所は上述のとおり厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時。平成 22 年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間

に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500802号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600045号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における平成20年10月15日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成20年10月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る平成20年10月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年10月15日

A社に勤務した期間のうち、賞与を支給されたが厚生年金保険の賞与記録がない期間がある。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、当時のA社に係る給与計算を行っていたC社から提出された平成20年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び請求者から提出された平成20年分給与所得の源泉徴収票により、訂正請求記録の対象者は、請求期間に15万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500631 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600047 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成 15 年 11 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 15 年 11 月から平成 17 年 2 月までは 9 万 8,000 円から 18 万円、平成 17 年 3 月から同年 9 月までは 9 万 8,000 円から 19 万円、平成 17 年 10 月から平成 18 年 3 月までは 9 万 8,000 円から 20 万円、平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までは 9 万 8,000 円から 24 万円、平成 19 年 4 月から同年 8 月までは 22 万円から 24 万円とする。

平成 15 年 11 月から平成 19 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 11 月から平成 19 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 10 月 14 日から平成 19 年 9 月 1 日まで
② 平成 15 年 12 月 25 日
③ 平成 16 年 7 月 23 日
④ 平成 16 年 12 月 24 日

- ⑤ 平成 17 年 7 月 12 日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 22 日
- ⑦ 平成 18 年 7 月 14 日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 25 日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて、低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②から⑧までについて、A社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成 16 年 1 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された預金通帳、銀行の取引明細証明書、平成 16 年分から平成 19 年分までの給与所得の源泉徴収票及び複数の同僚から提出された給与明細書により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（平成 16 年 1 月から平成 19 年 3 月までの期間は 9 万 8,000 円、平成 19 年 4 月から同年 8 月までの期間は 22 万円）を超える標準報酬月額（平成 16 年 1 月から平成 17 年 2 月までの期間は 18 万円、平成 17 年 3 月から同年 9 月までの期間は 19 万円、平成 17 年 10 月から平成 18 年 3 月までの期間は 20 万円、平成 18 年 4 月から平成 19 年 8 月までの期間は 24 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①のうち、平成 15 年 11 月 1 日から平成 16 年 1 月 1 日までの期間については、上述の預金通帳及び取引明細証明書により確認できる当該期間に係る各月の給与振込額が、平成 16 年 1 月から平成 17 年 2 月までの各月の給与振込額とほぼ同額であることから、平成 15 年 11 月及び同年 12 月についても平成 16 年 1 月から平成 17 年 2 月までの期間と同じ 18 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成 15 年 11 月から平成 19 年 8 月までの期間について、上述の源泉徴収票及び給与明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、請求者の給与所得の源泉徴収票等において確認できる保険料額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、上述の取引明細証明書及び同僚の当該期間の賞与明細書から判断して、請求者がA社から当該期間に係る賞与（50,250 円）を支給され、当該賞与額に相当する標準賞与額（5 万円）に基づく厚生年金保険料を下回る厚生年金保険料（250 円）を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、上述の取引明細証明書及び同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成25年12月17日に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①のうち、平成15年10月14日から平成15年11月1日までの期間について、上述の預金通帳から109,324円の給与振込額が確認できるものの、請求者は給与明細書等の資料を保管しておらず、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①のうち、平成15年10月14日から平成15年11月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間①のうち、平成15年10月14日から平成15年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

請求期間③から⑧までについて、上述の預金通帳及び取引明細証明書から、請求者は当該期間において賞与の支給があったことが認められるものの、複数の同僚の当該期間の賞与明細書によると、賞与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間③から⑧までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間③から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600002号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600048号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成23年6月30日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成23年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年6月30日

A社から平成23年6月30日に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において200万円の賞与の支払を受け、標準賞与額150万円(厚生年金保険の上限)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年6月30日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成23年6月30日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600003 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600049 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 23 年 6 月 30 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 6 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 6 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 6 月 30 日

A 社から平成 23 年 6 月 30 日に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の計算の基礎とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において 200 万円の賞与の支払を受け、標準賞与額 150 万円 (厚生年金保険の上限) に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 6 月 30 日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 23 年 6 月 30 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600004 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600050 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 23 年 6 月 30 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 6 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 6 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 6 月 30 日

A 社から平成 23 年 6 月 30 日に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の計算の基礎とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において 400 万円の賞与の支払を受け、標準賞与額 150 万円 (厚生年金保険の上限) に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 6 月 30 日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 23 年 6 月 30 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600005 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600051 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 23 年 6 月 30 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 6 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 6 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 6 月 30 日

A 社から平成 23 年 6 月 30 日に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の計算の基礎とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において 200 万円の賞与の支払を受け、標準賞与額 150 万円 (厚生年金保険の上限) に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 6 月 30 日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 23 年 6 月 30 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600006号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600052号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成23年6月30日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成23年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月30日

A社から平成23年6月30日に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において350万円の賞与の支払を受け、標準賞与額150万円(厚生年金保険の上限)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年6月30日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成23年6月30日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500805号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600053号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成25年4月18日)及び取得年月日(平成25年9月1日)を取り消し、平成25年4月から同年8月までの標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

請求者のA社における平成25年6月10日の標準賞与額を115万円とすることが必要である。

平成25年4月18日から同年9月1日までの期間及び平成25年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間及び標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年4月18日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料及び平成25年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年4月18日から同年9月1日まで
② 平成25年6月10日

私は、平成25年4月18日に健康保険の被保険者資格のみ喪失するところ、事務担当者が誤って厚生年金保険の被保険者資格も喪失させてしまった。同担当者は、その後誤りに気付き、厚生年金保険の被保険者資格の喪失を取り消す届出及び賞与の届出を行ったが、請求期間については保険料を徴収する権利が時効により消滅しており、保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、請求期間①及び②の記録は、現在、保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているところ、

B社の事務担当者は、請求期間①について、請求者は当該期間も勤務状況に変わりなく、継続して勤務しており、当該期間は健康保険の被保険者資格のみ喪失させるところ、誤って厚生年金保険の被保険者資格も喪失させてしまい、その後誤りに気付き、厚生年金保険の被保険者資格の喪失を取り消す届出を行ったが、届出を行った時点で当該期間は保険料を徴収する権利が時効により既に消滅していた旨陳述している。

また、上述の担当者は、請求期間②について、当該期間を含む賞与の未届期間等に係る年金記録訂正請求書を提出したが、提出した時点で当該期間は保険料を徴収する権利が時効により既に消滅していた旨陳述している。

しかしながら、B社から提出された請求者に係る給与明細書、賞与明細書及び上述の担当者の陳述から判断して、請求者は、請求期間において継続して勤務し、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与及び賞与から控除されていたことが認められ、請求期間①の標準報酬月額については、上述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から62万円、請求期間②の標準賞与額については、上述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から115万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失取消届及び請求期間②に係る年金記録訂正請求書を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500768号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600054号

第1 結論

請求者のA社における平成16年8月6日の標準賞与額を70万4,000円、平成16年12月10日の標準賞与額を33万1,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月6日及び平成16年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月6日及び平成16年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年8月
② 平成16年12月
③ 平成17年4月

A社から賞与が支給されていたが、請求期間①から③まで標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、金融機関から提出された預金取引明細表及び複数の同僚の賞与明細書により、請求者は、当該期間において事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の預金取引明細表に記載されている振込額及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料により、請求期間①は70万4,000円、請求期間②は33万1,000円とし、当該期間に係る賞与支給日については、請求期間①は平成16年8月6日、請求

期間②は平成16年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明である旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間③について、上述の預金取引明細表には、当該期間に係る賞与の振込みは確認できない上、請求者自身、賞与が支給されたかどうか不明である旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600025号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600055号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月31日の標準賞与額を6万9,000円、平成19年12月29日の標準賞与額を18万円、平成20年7月31日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成19年7月31日、平成19年12月29日及び平成20年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月31日、平成19年12月29日及び平成20年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月
② 平成19年12月
③ 平成20年7月

請求期間①、②及び③に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない(厚生年金保険法第75条本文該当)。当該賞与が年金額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された平成19年夏季賞与集計表により、請求者は、同社から7万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、6万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(5,000円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上述の夏季賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から6万9,000円とすることが必要である。

請求期間②及び③について、A社から提出された平成19年冬季賞与集計表及び平成20年夏季賞与明細一覧表により、請求者は、同社から請求期間②及び③にそれぞれ18万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、年金事務所が保管する事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求期間①は平成19年7月31日、請求期間②は平成19年12月29日、請求期間③は平成20年7月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500801号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600056号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年7月1日から平成7年8月14日に訂正し、平成6年7月から平成7年7月までの標準報酬月額を平成6年7月から同年9月までは16万円、平成6年10月から平成7年7月までは17万円とすることが必要である。

平成6年7月1日から平成7年8月14日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年4月27日から平成8年6月1日に訂正し、平成8年4月及び同年5月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成8年4月27日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成8年4月27日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年7月1日から平成7年9月1日まで
② 平成8年4月27日から同年6月1日まで

私は、請求期間①及び②について社名は変わったが勤務場所は変わらず、飲食店で勤務した。A社、B社及びC社は関連会社であったが同じ飲食店に正社員として継続勤務していたことは間違いないので、請求期間①及び②について、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者のA社に係る雇用保険被保険者記録は、平成6年3月16日資格取得、平成8年4月30日離職とされており、請求期間①において同社に継続して勤務していることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における資格喪失日については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年8月14日付けで、平成6年10月の定時決定の記録が取り消された上で、平成6年7月1日に遡って被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成6年7月1日に被保険者資格を喪失している者が複数確認できるところ、その全員について、請求者と同様に平成6年10月の定時決定の記録が取り消され、遡って喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、上述の遡及処理日において、A社は、厚生年金保険の適用事業所でないところ、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は法人事業所であることが確認でき、当該遡及処理前の記録から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、請求者について、上述の資格喪失処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社における資格喪失日を当該処理日である平成7年8月14日に訂正することが必要である。

また、請求期間①のうち、平成6年7月から平成7年7月までの標準報酬月額については、平成6年6月の厚生年金保険の記録及び上記取消し前の平成6年10月の定時決定の記録から、平成6年7月から同年9月までは16万円、平成6年10月から平成7年7月までは17万円とすることが妥当である。

一方、請求期間①のうち、平成7年8月14日から同年9月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、請求者がA社に勤務していたことは確認できるものの、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社から関連会社であるB社に請求者と同じく異動し、年金記録に空白のある同僚4人に照会を行ったところ、回答はなく、A社の全喪日以後において厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者の雇用保険被保険者記録は、A社において、平成6年3月16日資格取得、平成8年4月30日離職、B社の関連会社であるC社において、平成8年5月1日資格取得、平成8年10月15日離職とされており、請求期間②において継続して勤務していることが確認できる。

また、請求者と同様にB社からC社に異動した同僚の平成8年分給与所得の源泉徴収票により、請求期間②の厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間②においてB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、平成8年3月の厚生年金保険の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600037 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600057 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 6 年 7 月 1 日から平成 7 年 8 月 14 日に訂正し、平成 6 年 7 月から平成 7 年 7 月までの標準報酬月額を平成 6 年 7 月から同年 9 月までは 38 万円、平成 6 年 10 月から平成 7 年 7 月までは 41 万円とすることが必要である。

平成 6 年 7 月 1 日から平成 7 年 8 月 14 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 8 年 4 月 27 日から平成 8 年 6 月 1 日に訂正し、平成 8 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額を 38 万円とすることが必要である。

平成 8 年 4 月 27 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 8 年 4 月 27 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 6 年 7 月 1 日から平成 7 年 9 月 1 日まで
② 平成 8 年 4 月 27 日から同年 6 月 1 日まで

私は、請求期間①及び②について社名は変わったが勤務場所は変わらず、飲食店で勤務した。A 社、B 社及び C 社は関連会社であったが同じ飲食店に正社員として継続勤務していたことは間違いないので、請求期間①及び②について、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者のA社に係る雇用保険被保険者記録は、平成6年3月9日資格取得、平成8年4月30日離職とされており、請求期間①において同社に継続して勤務していることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における資格喪失日については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年8月14日付けで、平成6年10月の定時決定の記録が取り消された上で、平成6年7月1日に遡って被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成6年7月1日に被保険者資格を喪失している者が複数確認できるところ、その全員について、請求者と同様に平成6年10月の定時決定の記録が取り消され、遡って喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、上述の遡及処理日において、A社は、厚生年金保険の適用事業所でないところ、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は法人事業所であることが確認でき、当該遡及処理前の記録から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、請求者について、上述の資格喪失処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社における資格喪失日を当該処理日である平成7年8月14日に訂正することが必要である。

また、請求期間①のうち、平成6年7月から平成7年7月までの標準報酬月額については、平成6年6月の厚生年金保険の記録及び上記取消し前の平成6年10月の定時決定の記録から、平成6年7月から同年9月までは38万円、平成6年10月から平成7年7月までは41万円とすることが妥当である。

一方、請求期間①のうち、平成7年8月14日から同年9月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、請求者がA社に勤務していたことは確認できるものの、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社から関連会社であるB社に請求者と同じく異動し、年金記録に空白のある同僚4人に照会を行ったところ、回答はなく、A社の全喪日以後において厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者の雇用保険被保険者記録は、A社において、平成6年3月9日資格取得、平成8年4月30日離職、B社の関連会社であるC社において、平成8年5月1日資格取得、平成8年10月15日離職とされており、請

求期間②において継続して勤務していることが確認できる。

また、請求者の平成8年分給与所得の源泉徴収票により、請求期間②の厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間②においてB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、平成8年3月の厚生年金保険の記録から38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500773 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600046 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 8 月 26 日から平成 9 年 1 月 31 日まで

A 社に勤務した期間は、月に 26 万円から 30 万円の給与を支給されていたが、厚生年金保険の記録は低額な記録となっている。請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日 (平成 9 年 2 月 1 日) の後の平成 9 年 2 月 5 日付けで、平成 7 年 8 月から平成 8 年 12 月までの 17 か月間の標準報酬月額について、遡って減額処理が行われていることが確認できる。

一方、A 社の商業登記簿謄本により、請求者は、請求期間及び減額訂正処理日において同社の取締役であることが確認できる上、A 社において経理を担当し、社会保険事務所 (当時) と保険料の納付について話し合いをしていた旨を陳述していることから、同社において請求者が社会保険の届出事務に一定の権限を有していたと認められる。

また、日本年金機構 B 事務センターから提出された A 社に係る社会保険料の滞納処分票によると、同社は請求期間当時に厚生年金保険料を滞納しており、事業主、事業主の妻 (平成 9 年 * 月死亡) 及び請求者が滞納保険料の解消について対応していたことが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間当時の従業員等への照会を希望しない旨を陳述していることから、現在までに判明した資料等から判断せざるを得ず、請求者が、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に一切関与していなかったとする事実を確認できない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与していなかったとは考え難いことから、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。